平成２６年（フ）第２９９号
東京都墨田区吾妻橋３丁目２－５－301
債務者　伴　美千子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３００号
東京都墨田区吾妻橋３丁目２－５－301
債務者　伴　　昭代
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０１号
東京都江戸川区中葛西２丁目２－８　小野方
債務者　小野恵理子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０２号
千葉県市川市欠真間２丁目９－13－206
債務者　児玉　高志
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０３号
東京都足立区一ツ家２丁目10－７
債務者　宮田　健司
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０９号
東京都葛飾区新小岩４丁目37－２
債務者　安原　　祥
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１１号
東京都足立区大谷田５丁目19－15－302
債務者　高良　壽美
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１２号
東京都荒川区町屋４丁目30－１　カサリブレⅡ303、住民票上の住所東京都荒川区東尾久１丁目22－７
債務者　松本　真次
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１３号
東京都練馬区田柄３丁目30－20
債務者　東海林美緒（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２４号
東京都足立区竹の塚２丁目12－18－302
債務者　五斗　淳吾
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２６号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1939－18
債務者　浦野　　修
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３１号
神奈川県大和市福田８丁目２－25－101
債務者　吉田　弘美
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３２号
東京都台東区浅草２丁目13－５　寮くん浅草パート２－203
債務者　石井　平成
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４１号
東京都多摩市桜ヶ丘１丁目60－５－708
債務者　花田　貴志
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４３号
神奈川県川崎市川崎区田町２丁目14－12
債務者　小宮　可奈
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５７号
東京都江戸川区春江町３丁目30－６
債務者　原　　伸行
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部